

8 . 廃棄物・環境保全分野

<p>廃棄物・環境 保全（１）</p>	<p>廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する検討【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法において廃棄物と定義されると、業・施設許可等に係る規制が、資源循環・リサイクルに取り組む場合にも課される。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 資源循環・リサイクル促進と不法投棄未然防止を両立させる観点から、廃棄物処理法の規制を見直すべきである。</p> <p>（廃棄物の定義について） 有価物および適用除外物（土砂等）は従来通り廃棄物処理法の対象外とする、無価であってもリサイクルできるものについては、資源有効利用促進法および各種リサイクル法等を拡充し、廃棄物処理法の対象外とする、土砂（建設発生土）、建設汚泥（泥土）等は、新たな法制化等により同じ括りのなかで品質、安全性をコントロールする仕組みをつくり、有効利活用の道を図る、といった措置を講ずることが必要である。</p> <p>（理由） 現行の廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理、とくに不法投棄の未然防止を重視しているため、厳格な規制と煩雑な許認可手続きが盛り込まれており、資源循環・リサイクルに取り組む際にも、一律的に厳格な規制の遵守を求めている。</p> <p>しかしながら、平成１２年度の廃棄物処理法の改正を経て、排出事業者責任が強化され、処理委託業者の選択も厳しく行なわれるようになった結果、大規模な不法投棄は新たに発生していない。</p> <p>適正な廃棄物処理とリサイクルを推進する上で今必要なのは、単なる規制の強化ではなく規制改革である。不法投棄は厳しく罰し、リサイクルは規制を緩和して推進することが必要になっている。循環型社会の一層の推進に取り組むことが至上命題になっている現在、国・地方公共団体においては、リサイクルの促進と廃棄物の適正処理を両立させる観点から抜本的な制度改革をすべきである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第２条、同法施行令 第２条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（厚生省環境整備課長通達） 産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について（平成６年２月２７日 厚生省産業廃棄物対策室長通知） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第７条第１項、第１２条第３項、第１４条第１項、同法施行令 第６条の二</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（２）</p>	<p>建設汚泥のリサイクル促進の観点からの廃棄物処理法の見直し 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>建設汚泥は、廃棄物処理法の「汚泥」に該当する産業廃棄物とされている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 建設汚泥のリサイクル促進の観点から、廃棄物処理法上の扱いを見直すべきである。 建設汚泥改良土と建設発生土を一体化したリサイクルのルール作りをすべきである。</p> <p>（理由） 産廃（汚泥）として扱わなければならないため、改良すれば土と同様に利用できるものが多いにもかかわらず、管理型最終処分場で処分しなければならず、リサイクルへの取り組みが遅れている。（建設汚泥のリサイクル率は、平成１２年度において、工事間利用や盛土用としてのリサイクル率が３０％（減量化分を除く）と低迷が続いている） 建設汚泥と規定される物でも、性状が建設発生土と極めて類似しているものが多い。 建設汚泥改良土と建設発生土の性状は大きく異なるわけではないため、用途によって柔軟に使いわけることを可能とすべきである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 建設廃棄物処理指針</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（３）</p>	<p>泥水シールド工事における掘削泥の取扱いの見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>泥水シールド工事において排出される掘削泥は、砂分を除去した時点の性状によって土砂か汚泥かを判定され、汚泥と判定されれば産廃となる。実際の工事ではこの後脱水処理を経て搬出されることが多いが、いったん汚泥と判定されたものは脱水によって性状が変わっても汚泥としての判定は変わらない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 掘削泥の脱水処理後の性状によって、土砂か汚泥かを判定すべきである。（現在は、掘削泥から砂分を除去した時点での性状で判定）</p> <p>（理由） 旧建設省が監修した「建設汚泥リサイクル指針」には、コーン指数 200 kN/m² を土質材料と汚泥の分岐点にしている。泥水シールド工事の掘削泥を脱水処理することによってこの値を満足させることは、施工者の努力によって十分に可能である。 脱水処理前の掘削泥の性状で判定するという現在の方法では、土質材料として再利用の可能性が残っているものを産廃として処分せざるを得ない状況になっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（平成11年3月23日、衛産第20号、別添、建設廃棄物処理指針）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（４）</p>	<p>一般廃棄物に係る許可権者の一部見直し【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物運搬の許可は都道府県知事が行なうが、一般廃棄物の許可は市町村長になっているため、複数の市町村を經由しての広域運搬の場合は複数の許可が必要となる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 一般廃棄物の収集運搬許可のうち、リサイクル目的のため複数の市町村を經由して運搬が必要なものについては、一括して知事により許可されるようにすべきである。</p> <p>（理由） リサイクルのための分別・加工の処理を効率的に実施するためには複数の地点から複数の市町村を經由して収集する必要がある。 現状では、一般廃棄物の収集運搬の許可が容易に取得できないうえ、複数の市町村での許可が必要となっており、リサイクル拡大の障害となっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第7条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（５）</p>	<p>排出事業者の構内のみの収集運搬に関する業の許可免除【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>行政通知により、構内のみの収集運搬であっても、法人格を異にする場合は、業の許可が必要となっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 構内のみの収集運搬のみを行う場合には、法人格を異にしていても、処理業の許可を不要とする解釈変更をしていただきたい。</p> <p>（理由） 行政通知の主旨は、許可業者による適正処理の実施にあると考える。 適正処理とは、施設の適正運転による事故および公害の防止、収集運搬においては不法投棄の防止が典型である。 不法投棄されることが考えにくい構内のみの収集運搬の場合、許可は不要と考える。 多くの企業では、事業所構内の緑化・美化・清掃ならびに廃棄物の収集運搬作業を関係会社等に委託しているケースが一般的である。逆に、業の許可を持っていないために、外部の許可業者に委託するリスクも生じる（許可業者は必ずしも適正業者ばかりではない）。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>厚生省産業廃棄物対策室長通知（衛産 36 号）（平成 5 年 3 月 31 日） 問 7</p>		
<p>所 管 官 庁</p>		<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（６）</p>	<p>都道府県による域外からの産廃搬入に関する事前協議制の見直し 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>許認可の新規取得又は更新を申請する場合、地方公共団体の廃棄物対策課等に赴き事前協議を行う必要がある。申請が受理されれば、３～４週間後を目処に許認可が下りる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 地方公共団体との事前協議制の見直しを行うべきである。 見直しの方向としては、資源循環を行う場合には、最終処分・単純焼却処理（処理後の焼却灰の最終処分場持込のケース）とは扱いを変え、事前協議をせずに届出で済むようにしていただきたい。</p> <p>（理由） 事前協議の段階で申請者（排出元）の持込予定先の処理業者が一律の審査を受けているが、優良処理業者であっても一律の審査を受ける。 昨今の環境意識の高まりにより、優良処理業者への処理依頼（契約）が増加しているため、審査の予約も取り難くなっているのが実情である。 数年おきに交替する行政の担当者ごとに対応が異なる場合があり、混乱が生じている。排出者がリサイクルを志向しても、事前協議の厳しさから近隣の最終処分場に向かうケースもあり、循環型社会の構築への流れを阻害する原因となっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>地方公共団体の指導要綱、行政指導</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	<p>廃棄物対策課等</p>

<p>廃棄物・環境 保全（ 7 ）</p>	<p>海面埋立による廃棄物最終処分場の解禁【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>埋立の用途を「産業振興を図るもの」「生活環境の向上を図るもの」「流通機能の増進を図るもの」等と規定し、「工事の竣工後3年以内に埋立の処分を完了する見込み確実なるもの」に制限することで、事実上、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面埋立を認めていない。取得後10年以内の埋立所有権の譲渡や用途転換を制限することにより、埋立事業への民間参入を事実上制限している。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 埋立の用途のうち「生活環境の向上を図るもの」として廃棄物の処分場を認め、これについて「工事の竣工後3年以内に埋立の処分を完了する見込み確実なるもの」との制約をはずし、公的セクター以外の廃棄物最終処分目的の海面埋立申請を可能としていただきたい。 取得後10年以内の埋立所有権の譲渡制限・用途転換制限を、土地利用用途の審査を付加するなど、一定の条件下で撤廃していただきたい。</p> <p>（理由） 廃棄物最終処分場を内陸に確保することは、周辺住民の合意形成上、非常に困難となっており、これを海上に求めざるを得ないことは時代の趨勢である。 しかしながら、廃棄物最終処分を目的とした海面埋立の用途制限、事業主資格制限、埋立権の譲渡制限など、各種の制約があることで、廃棄物最終処分海面埋立事業を事実上認めていないことは不合理である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>公有水面埋立法 第4条、第5条、第27条、第29条 同法施行令 第7条 同法施行規則 第6条 港湾法 第2条、第55条の7 廃棄物処理法 第8条、第15条 同法施行令 第4条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>港湾局管理課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（８）</p>	<p>廃プラスチックの電気炉利用に対する廃棄物処理法の適用除外【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃プラスチックを電気炉に利用する場合、廃棄物処理法の焼却に該当するため、廃棄物処理法の焼却に関する規制を受ける。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃プラスチックを電気炉で利用することを、廃棄物処理法の適用除外項目に追加すべきである。</p> <p>（理由） 電気炉では、カーボンの代替として廃プラスチックの利用が可能だが、廃棄物処理法がネックとなって利用が進んでいない。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第7条第8項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（ 9 ）</p>	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設に対する廃棄物処理法の適用除外 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法上の汚泥の脱水施設とされている。 （シールド工事、現場内杭工、連続地中壁工事等で発生する泥土の脱水処理施設等）</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 建設工事で用いられる泥土の脱水施設は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> <p>（理由） 建設工事で用いる泥土の脱水施設は、脱水そのものを事業とする施設ではなく、建設事業（工事）実施のための手段であり、廃棄物処理施設とは基本的に異なる。 設置・使用期間が有期・一時的であること。 本来の事業施設のためのプラントの一部であること。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第15条 同法施行令 第7条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年10月25日 厚生省環境衛生局環境整備課長通知）（第二の2、12）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（10）</p>	<p>河川から採取される流木に関する廃棄物処理法の解釈の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>水力発電所のダムの管理にあたって不要として排出している流木は、一般廃棄物と解釈されている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 水力発電所のダムの管理にあたり、不要として排出された流木を廃棄物としないよう、解釈を変更すべきである。</p> <p>（理由） 上記塵芥は、自然状態として河川を流下するもので、その大半は草木類であり自然還元されるものであるため。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について（昭和54年11月26日 環整128・環産42 厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（11）</p>	<p>廃棄物処理法に基づく許可申請手続きの合理化 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理施設の設置のための許可申請を行う場合、地方公共団体との事前協議を行う場合があり、実際に許可が下りるまでの時間がかかっている（約2ヵ月）。 廃棄物の保管量は、処理能力の14日分に限られているため、安定的な処理ができない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 処理施設設置のための事前協議を簡略化あるいは廃止していただきたい。 廃棄物の保管量を、20～30日分まで拡大して認めていただきたい。</p> <p>（理由） 許可までの時間がかかるため、ビジネスチャンスを失う。 セメントの原・燃料として処理する場合、廃棄物の増減は品質に影響することから、安定処理を行うためにも保管量を増やしたい。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法施行規則 第11条の2 行政指導</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部ほか</p>

<p>廃棄物・環境 保全（12）</p>	<p>廃棄物処理法に基づく許可申請手続きの合理化 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理施設を設置・変更しようとする場合、その許可申請に添付する書類が多い（役員の住民票等の写しの添付が毎回必要）。また、審査にも時間がかかる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃棄物処理施設の設置等の許可申請に添付する資料の簡素化と審査期間の短縮化をすべきである。</p> <p>（理由） 資料添付の主旨は、廃棄物の不適正処理の未然防止等が目的と考えられるため、届出事業者すべてに対して一律的に要求せず、適正処理の実績を重ねている事業者に対しては、一部緩和措置が認められても良いのではないかと。 資源リサイクルを進める阻害要因となっている。 単独の工事で設置する目的の施設で、かつ業を目的としない施設については、許可申請に係る手続きを簡素化すべきである。現状では、書類作成から許可取得までに約3ヶ月を要しており、工程管理に大きく影響している。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第8条、第15条 同法施行規則 第3条、第11条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（13）</p>	<p>多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定の合理化【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法の平成12年改正により、多量排出事業者（同政令で規定）は、多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している地域を管轄する都道府県知事へ、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し提出することになっている。また、その計画の実施状況についても報告しなければならない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 政令により規定されている多量排出事業者の判定基準（前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上等）について、建設現場からの建設廃棄物については、業態特性に応じた判定基準を新たに設けるべきである。計画書の提出・実施状況の報告に係る内容・書式について、全国統一の様式を採用すべきである。</p> <p>（理由） 計画の作成及び報告に際しては、環境省より策定マニュアルが示されているが、計画・報告の内容及び書式については同マニュアルを標準とするものの、当該都道府県の裁量に委ねられているため、実際には都道府県毎に異なっており、事務量が膨大になっている。 とくに建設業では、工事現場が対象事業場となるため、提出・報告先の都道府県が年毎に変わること、産廃の種類・量も変動が大きいこと等から、過去の計画内容や実績取りまとめの内容が年々変化し、毎年新たな事務作業が生じている。 事務量が膨大なため、提出・報告の期限（毎年6月30日）に遅延が生じている。実施状況の取りまとめには10～2週間を要している。取りまとめ内容が都道府県毎に異なるため、煩雑な事務作業となり、間違いが生じる可能性が高く、データの信頼性が低下している。 データの共有化が図られないため、データの効果的な利用ができない。 （提出・報告のみの行為に終わっている）</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第12条第7項・第8項、第12条の2第8項・第9項 同法施行令 第6条の3、第6条の7 同法施行規則 第8条の4の4、第8条の4の5、第8条の17の2、 第8条の17の3</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・ リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（14）</p>	<p>大気汚染防止法・水質汚濁防止法の申請期間の短縮【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>ばい煙発生施設または特定施設等の設置変更届出は60日前に行なう ことになっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 設置変更届出を30日前までに行なうことにすべきである。</p> <p>（理由） 着工30日前くらいまで内容が確定できない場合が多々あるため、 60日前までに届出を行なうことが難しい。 現在は、都度、「期間短縮願い」を提出している。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>大気汚染防止法 水質汚濁防止法</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（15）</p>	<p>廃棄物焼却施設の排ガス冷却に関する構造基準の撤廃【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>50kg / 時以上の処理能力を持つ廃棄物焼却施設には、ダイオキシン類濃度基準が制定されている。 さらに 200kg / 時以上の処理能力を持つ焼却施設については「集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 以下に冷却できる冷却設備を設置すること」等の施設の構造基準および維持管理基準が定められている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 200kg / 時以上の処理能力を持つ廃棄物焼却施設について、燃焼ガス温度をおおむね 200 以下に冷却する必要がある、という施設の構造基準を撤廃していただきたい。</p> <p>（理由） 強い有害性を持つダイオキシンについての廃棄物焼却施設からの厳しい排出規制は、国民の健康保持・環境汚染の防止の点から大変重要である。ダイオキシンの排出量削減には、焼却炉の安定・完全燃焼、排ガスの冷却、排ガスの処理対策の 3 つが必要とされ、現行の焼却施設の構造・維持管理基準はこの考えに則ったものである。しかし、重要なのは最終的な排出量を基準値以下に抑えることであり、その方法には自由度があつてしかるべきであると考えます。</p> <p>昨今の廃棄物焼却に関わる方式・技術の進歩は目覚しく、廃棄物の分別回収、より高温・連続燃焼を可能とする焼却炉等の開発・実用化が進み、焼却炉から出る排ガス中のダイオキシン濃度、ダイオキシン前駆物質の濃度が低く抑えられる場合も多くなりつつある。また一方、排ガスの処理技術も進歩し、より優れたダイオキシン触媒、セラミックフィルターによる高温集じん器などの開発・実用化も進みつつある。</p> <p>このような状況の変化により、焼却施設に対し一律に排ガスの冷却設備を設置することは技術的にみて必ずしも必要ではなくなりつつある。また、ダイオキシン触媒、脱硝触媒等を用いる排ガス最終処理のためには、一旦 200 以下に冷却した排ガスを再び加熱することも必要となり、このような場合、より多くのエネルギー消費が必要となる。</p> <p>そこで、現在の廃棄物焼却施設の規制から、排ガスの冷却設備を必須とする構造基準を撤廃し、それぞれの焼却施設にとって必要十分なダイオキシン除去性能を持ち、よりコンパクトで、より低い設備導入費用、省エネルギーを実現した施設とできるようにすることの意義は大きい。また、この方向を示すことにより、今後の新たな技術革新を加速することにつながることを期待できる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法施行規則 第 4 条第 1 項第 7 号ニ・第 8 号ニ、 同施行規則 第 4 条の 5 第 1 項第 2 号チ・第 3 号ホ、 同施行規則 第 1 2 条の 7 第 5 項・第 6 項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（16）</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設のアルミ溶解炉・アルミ乾燥炉の適用除外【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>原料としてアルミニウムくず（工場内の圧延工程において生じたものを除く）を使用するアルミニウム合金の製造の用に供する一定規模以上の焙焼炉、溶解炉、乾燥炉はダイオキシン類対策特別措置法において特定施設として規制対象となっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 再生インゴットおよび鋳物工程内で発生する湯道・方案部分などのアルミニウムくず、塩素を含有しない切削油を使用する機械加工工程で発生する切粉等を原材料として使用するアルミ溶解炉・アルミ乾燥炉は特定施設から除外すべきである。</p> <p>（理由） 自動車業界におけるアルミ溶解炉、乾燥炉は、原材料に塩素がほとんど含まれておらず、ダイオキシン排出量が極めて低レベルにあるにもかかわらず、特定施設として届出・定期測定等の規制を受けている。平成11年10月に中央環境審議会大気部会排出抑制専門委員会から報告された「ダイオキシン類の排出抑制対策のあり方について」のなかで、特定施設の指定要件が示されているが、平成12年のダイオキシン類インベントリー調査結果からみて、自動車業界のアルミ溶解炉、乾燥炉は該当しないものと判断される。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行令 第1条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、経済産業省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（17）</p>	<p>環境影響評価制度の合理化【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>環境アセスメントは、公害問題等の未然防止・再発防止に必要だが、事業立案から着工までに少なくとも3年以上の年月を要し、社会環境・経済状況の変化によっては事業機会を逸し、新規事業創出による経済活性化を妨げる要因も含んでいる。</p> <p>さらに、地方公共団体はアセス条例を定め、国レベルの規模案件に対し、知事意見形成のための審査会等を利用し、先行して国の審査内容、審査の各段階を超越した過度な要求を事業者が強いる傾向があり、事業計画性・経済性を軽視した審査が見受けられる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>観測情報網の整備状況（観測点、データ数、蓄積年数）に応じた、現地観測調査の軽減・省略およびその要件の明文化をすべきである。</p> <p>審査手続きの一元化（県知事意見形成のための自治体審査の廃止）をすべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>地域観測網が整備されている都市部においては、過去の蓄積された観測データは、アセス時の1年間観測に比べ、将来的影響予測・評価のベースとして信頼性が高い。したがって、現況調査を必ず現地で1年行なうという考え方を、全国一律に適用するのは合理的でない。</p> <p>また、事業案件によっては、審査を国、県、市で行なうが、国の対象とする規模案件について、地方が知事意見形成のために、先行して審査を行い、アセス手続きのフェーズを無視して細かい要求を強いてくる傾向がある。アセスは、地域の公害防止のため重要であるが、大局的な視点も必要であるため、審査は国と地方代表で一元的に行なうことが合理的である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>環境影響評価法 第60条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>総合環境政策局環境影響 評価課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（18）</p>	<p>建設リサイクル法の対象工事の基準の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>建設リサイクル法では、法律の対象工事として、特定建設資材を使用する工事のうち、工事の種類により規模の基準を定めている。 対象工事として「建築物以外のものの解体・新築等」があり、対象規模は請負代金500万円以上と定められている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 鉄道事業者は、対象から外すべきである。 あるいは、対象工事のうち、建築物に関する工事以外の工事に関しては、請負金額で対象の基準を定めるのではなく、実際の特定建設資材廃棄物の発生量を基準とする規定にすべきである。</p> <p>（理由） 鉄道事業者は、安全安定輸送を担うため、構造物や設備の維持等の工事を経常的に行う一方で、建設リサイクル法施行以前より、社会的責務から建設資材廃棄物についても適正な処理を進めている。 請負金額を基準とすると、特定建設資材廃棄物の発生がほとんどない、もしくはゼロでも届出等の義務が課されるが、これは建設リサイクル法の主旨である「ミンチ解体、不法投棄の未然防止およびリサイクル促進」とは異なるケースである。 建築物に関する基準は「想定発生量が30～40トン以上で、目標とするリサイクル率を捕捉できる」ことから、想定発生量から逆算して床面積の基準を定めている。したがって、建築物以外の工事においても同様に発生量で基準を定める方が合理的である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>（対象工事の基準に関する事項） 建設リサイクル法 第9条 同法施行令 第2条 （発注者の責務） 建設リサイクル法 第6、9、10、13条 同法施行令 第2条 建設資材に係る分別解体等に関する省令 第2条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>建設業課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（19）</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>大規模な工場敷地をもつ製鉄業では、既存のインフラや技術を活用することで廃棄物の効率的な処理やリサイクルが可能であり、社会的な要請も強い。しかし、土地の可分（*）の問題、位置指定など、手続きが煩雑で施設の建設や事業化が困難な状況となっている。</p> <p>（*）一つの敷地の中には一つの建物しか設置できない。ただし用途が同じ場合は除く。製鉄業と廃棄物処理業とでは用途が異なる。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 一定の規模を有する敷地（工業専用地域）において、廃棄物処理施設等を設置する場合（既存施設で新たに産廃処理業を行なう場合を含む）、位置指定、可分の判断による敷地分割等の規制を緩和すべきである。 位置指定を不要とする。 可分の判断による敷地分割と接道義務の緩和</p> <p>（理由） 建築基準法第51条による一定規模以上の産廃処理施設を設置する場合、計画的な都市形成のため都市計画法により位置指定を受ける必要がある。このためには、県等の都市計画審議会を経る必要があり、許可までに長い時間を要する。 製鉄所等の工業専用地域内の大規模事業場内で廃棄物処理を行なうことは、近隣住居地からは相当離れた場所になることから、住居地の環境を損ねることは考えられない。むしろ接地には好適な場所であると考えられ、設置許可手続きに必要以上に煩雑な手続を要することは不合理である。（環境上への影響は、廃棄物処理法や他の環境関連法規等で十分規制可能である） また、今般の製鉄業は多角化が進み、実質上敷地は可分の状況になっている。公道等への接道義務を考えた場合、広大な敷地ゆえ設置場所までの道路設定は測量が必要となるばかりでなく、形状の変更までができなくなる。構内道路が十分に確保された土地において、法の適用が現実と乖離していると考えられる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>建築基準法 第43条、第51条 同法施行令 第1条第1項第1号</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（20）</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に伴う建築基準法の規制緩和・撤廃 （産業廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法に係る建築制限の撤廃） 【一部新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設であって、一定規模以上のものは、都市計画決定または都市計画審議会による許可がなければ、建設・用途変更ができないことが、建築基準法に規定されている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃棄物処理法に規定する処理施設の建設・用途変更について、建築基準法による規制の対象外とすべきである。</p> <p>（理由） 自社の産業廃棄物処理施設を持っていても、処理業を行なう施設として活用できない。 処理設備の建設にあたっては、廃棄物処理法の規定により環境アセスメントの実施が不可欠である。それに加えて、建築基準法に基づき建築審議会による許可を取ることは、内容的に同様のことを二度繰り返していることになり、時間的にも非効率である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>建築基準法 第51条 建築基準法施行令 第130条の2 廃棄物処理法 第15条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	